

答 申 書
(答 申 第 3 9 号)
平 成 1 2 年 9 月 2 8 日

1 審査会の結論

札幌地方検察庁が監査委員事務局職員7名を不起訴処分とした旅費の不正受給に係る被疑事件に関する旅費の返納に係る別紙1の表の左欄に掲げる公文書のうち、同表の右欄に掲げる部分を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
別紙2のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の対象公文書(以下「本件公文書」という。)は、平成8年3月6日付けで異議申立人(以下「申立人」という。)が監査委員事務局職員7名を札幌地方検察庁に告発した旅費の不正受給に係る被疑事件(平成12年3月15日不起訴処分)に関し、不正受給に係る旅費を返納した明細が記録されている別紙1の表の左欄に掲げる公文書である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道監査委員(以下「実施機関」という。)は、本件公文書のうち、別紙1の表の右欄に掲げる部分が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)に該当するとして一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)をしており、申立人が本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものを非開示情報として定めている。

同号の趣旨は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から、個人のプライバシーに関する情報を非開示情報として定めたものであり、同号に列挙されている「個人の思想、宗教、……所得」は、一般に個人のプライバシーに属すると考えられる情報を例示したものであって、1号情報は、申立人が主張するように、同号に列挙された情報に限定されるものではない。

イ 一般に、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員の職及び氏名は、その性質上、通常他人に知られたいと認められる個人に関する情報とはいえず、原則として1号情報には該当しない。しかしながら、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員の職及び氏名であっても、これらを開示すると、当該公務員の勤務態度、勤務成績、処分歴等が明らかになるなど、個人の資質、名誉、信用にかかわる当該公務員固有の情報であって、本人としては一般的にこれを他人に知られたいと望み、そう望むことが正当であると認められるものについては、公務員の

個人に関する情報としてみだりに開示されるべきではないのであって、このような公務員に関する情報は個人のプライバシーに含まれ、1号情報に該当すると考える。

ウ このことからすれば、通常の旅費の受給に係る職員の氏名等については、社会通念上他人に知られたくない情報であるとはいえないが、本件公文書は、架空の出張による旅費の捻出といういわゆる旅費の不正受給に伴う返納に関する文書であるから、本件公文書に記録されている職員の氏名等が明らかになると、当該職員が不正受給に関与したということが明らかになり、当該職員の名誉、信用が損なわれ、私生活上もさまざまな個人的不利益を及ぼすおそれがあるのであって、このような名誉、信用に関わる当該職員固有の情報は、本人としては一般的にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められる。

エ なお、条例第3条第1項においては、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定されている。本件処分においては、本件公文書の一部開示された部分から、旅費が不正に受給され、その金額が返納されたということは明らかになっており、それ以上に職員の名誉、信用等のプライバシーを侵してまでも、本件公文書に記録されている職員の氏名等の情報を開示すべきであるとは認められない。

オ 以上のことからすれば、本件公文書の非開示部分に記録されている情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については、1号情報に該当すると判断する。

(4) 一部開示の可能性について

ア 条例第10条第2項は、実施機関は、開示請求に係る公文書に、非開示情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前項の規定にかかわらず、当該非開示情報が記録されている部分を除いて、当該公文書に係る公文書を開示しなければならない旨定めている。

イ 別紙1の表に掲げる本件公文書の非開示部分のうち、1の文書の(1)並びに(2)に記録されている所属・職、氏名、用務、用務地、期間、命令年月日、請求年月日及び受領年月日、2の文書のうち内訳書に記録されている納入義務者の債務者コード、納入義務者の氏名及び納入金額並びに3の文書に記録されている納付者の氏名及び納付金額については、特定の個人が識別され、又は既に本件開示請求とは別の開示請求で開示している旅行命令簿など他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る情報であり、1号情報に該当すると認められるが、これらの部分以外の情報については、これを開示しても特定の個人が識別され得る情報とは認められず、1号情報には該当しない。

しかしながら、本件公文書においては、1号情報に該当する部分とそれ以外の部分とを容易に分離することは可能であるが、1号情報に該当しない部分のみを開示することによって、本件開示請求の趣旨を一部でも達成充足できるとはいえないことから、本件公文書は、条例第10条第2項が規定する一部開示の要件には該当しないと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成12年4月27日	諮問書の受理 実施機関から関係書類の提出
平成12年5月15日 (第25回審査会)	新規諮問事案の報告 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成12年5月31日 (審査会第一部会)	実施機関から本件処分の理由等を聴取
平成12年6月28日 (審査会第一部会)	審議
平成12年7月19日 (審査会第一部会)	審議
平成12年8月24日 (審査会第一部会)	審議
平成12年9月13日 (審査会第一部会)	審議
平成12年9月25日 (第30回審査会)	答申案審議
平成12年9月28日	答申

本件処分における対象公文書及び非開示部分

	対象公文書	非開示部分（括弧内は記録されている情報の概要）
1	「事故に伴う事後の返納に係る収入事務処理について」と題する決定書 （平成7年10月23日決定）	(1) 「1 事故の概要」のうち、特定の個人が識別される職名及び氏名 ----- (2) 別表「旅費の支出状況」の全部 （所属・職、氏名、用務、用務地、期間、金額、命令年月日、請求年月日、受領年月日、納入通知年月日、納入年月日等）
2	調定書及びその内訳書 （平成7年10月23日調定）	内訳書の全部 （執行機関コード、年度、調定番号、内訳番号、納入義務者の債務者コード、郵便番号、住所、所属、納入義務者の氏名、納入金額等）
3	領収済通知書（個人別）	全部 （住所、所属、納付者の氏名、納付金額、納付事由、銀行の領収日付印等）

異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

1 異議申立ての経過等

- (1) 平成12年3月22日 本件開示請求
- (2) 平成12年3月31日 本件開示請求に対する公文書一部開示決定
- (3) 平成12年4月17日 本件異議申立て

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が開示請求した文書のうち、その一部を非開示とした処分を取り消し、そのすべての開示を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

ア 実施機関は、「特定の個人が識別され得る情報であって通常他人に知られたくないと認められるため」としているが、申立人は、既にその一部である「旅行命令簿」の開示は受けており、現在に至ってその個人名を非開示とする理由はなく、北海道情報公開条例に反するものである。

イ 開示された文書の概要部分には「事故による返納」と記されているが、「不正経理による返納」の文言が一切ない。

ウ 異議申立人はかかる理由により一部開示されたことにより、札幌地方検察庁がいう「不正金額は返納されている」を裏付ける文書であること、また、当該文書が不正経理により金員を入手し、また、返納したことに係る文書か否かを特定することはできないので、情報公開条例の趣旨を満たしていない。

エ 条例第10条第1項の1号には、非開示の対象となる個人の情報として「1個人の思想、2宗教、3身体的特徴、4健康状態、5家族構成、6学歴、7職歴、8住所、9所属団体、10財産、11所得等に関する情報（但し、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く）であって、特定の個人が識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの。」と規定している。しかるに実施機関は、「個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から個人のプライバシーに関する情報であって、特定の個人が識別され得る……」としている、しかし、実施機関のいう「1個人の尊厳、2基本的人権の尊重、3個人のプライバシーに関する情報」等は条文に明記されていない、つまり実施機関は条文にはないものを持ち出して非開示の理由としているのであり、異議申立人の開示請求が条文の1～11に該当するものとは到底理解できない。

オ 公金不正使用の告発を受理し、捜査を行った札幌地方検察庁は不起訴の理由の一つに「被害額は返済されている事実」を挙げている。つまり、検察は「不正があった事とそれが返済されているのは事実」と言っているのである。実施機関をはじめ

とする道庁は、組織的に不正を働き、それが露見するとその分だけ返済し、あとは情報公開の場で非開示として一部外部に漏らさない手法を取っているだけであり、条例を不正や悪事の隠れ蓑として使ってはならない。

カ 北海道庁は、平成7年に「組織ぐるみ」とされる大規模な不正が発覚したが、その大部分はさらなる不正手段によって隠蔽され、その一部が返済されただけである。かかる不正の隠蔽体質が改められないことからその後も不正、悪事が多発しており、その絶滅出来ないでいるのもまた事実である。

道庁の不正や悪事が改まらないのは道及び実施機関が条例を自らに都合よく解し、不正の隠蔽を行っているからである。

個人情報とする非開示は、条例に明記されているものに限られる。

3 実施機関の説明要旨

本件処分に係る実施機関の主張は、別添「理由説明書」のとおりである。

理 由 説 明 書

1 対象公文書の内容

異議申立人が開示を求めていた公文書は、開示請求書の別紙として「平成8年3月6日付けで異議申立人から告発のあった監査委員事務局職員7名に係る被疑事件（旅費の不正受給に係る虚偽有印公文書作成・同行使、詐欺）は、平成12年3月15日に不起訴処分」とした旨の平成12年3月15日付けの札幌地方検察庁から同申立人あての処分通知書が添付され、また、同請求書には「札幌地方検察庁が不起訴処分とした理由の一部に被害弁済されているとする特定可能な積算（返済分の明細）された明細書類」とされていたことから、当該被疑事件に関し旅費を返納した次の公文書を対象公文書とした。

- (1) 「事故に伴う事後の返納に係る収入事務処理について」と題する決定書（平成7年10月23日決定）
- (2) 調定書及びその内訳書（平成7年10月23日調定）
- (3) 上記に係る領収済通知書（個人別）

なお、歳出の誤払又は過渡しとなった金額を返納させる場合は、当該支出した経費に戻入しなければならないこと（地方自治法施行令第159条）とされており、旅費については、支出命令者は旅費戻入命令書により決定し、返納人に対し返納通知書を送付することになっているが、出納閉鎖期間である5月31日までに戻入されなかった返納金は、歳出として再び使用することはできないので、現年度の歳入としなければならないこと（同令第160条）から、支出命令者は調定書により決定し、納入義務者に対し納入通知書を送付することになっており、本件については、調定書により返納処理を行ったものである。

2 非開示理由（条例第10条第1項第1号の該当性）について

- (1) 条例第10条第1項第1号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から、個人のプライバシーに関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるものについては、非開示情報に該当する旨規定している。
- (2) 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員の職及び氏名は、公務員の私人としての行動又は私生活に関わる事柄ではないことから、通常他人に知られたくないと認められる個人に関する情報とはいえ、原則として同号の非開示情報には該当しないものとされており、旅行命令簿など公務の執行に関する公文書については、開示してきているものである。
- (3) しかしながら、本件公文書は、旅費の不正受給に係るものであることから、本件公文書に記録されている職及び氏名などを開示すると、旅費の不正経理に関係した職員を特定することとなり、当該「職員やその関係者に対し個人的な不利益を生じさせることが十分予想されるところであり、これにより当該職員の名誉、信用等のプライバシーを侵害するおそれがあることから、本件公文書に記録されている特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については、特定個人情報に該当するもの」（平成10年9月8日北海道情報公開審査会答申第3号）であり、通常他人に知られたくないと認められる情報であるので、非開示としたものである。

3 異議申立理由に対する反論

(1) 異議申立人は、「既にその一部である「旅行命令簿」の開示は受けており、現在に至ってその個人名を非開示とする理由はなく、実施機関の非開示理由は、北海道情報公開条例に反するものである」旨主張する。

しかしながら、本件公文書に記録されている職及び氏名などについては、2の(3)で述べたとおり、これを開示すると、旅費の不正経理に関係した職員を特定することとなり、当該職員の名誉、信用等のプライバシーを侵害するおそれがあることから、条例第10条第1項第1号に規定する特定個人情報のうちの通常他人に知られたくないと認められる非開示情報に該当するものである。

(2) 異議申立人は、「開示された文書の概要部分には「事故による返納」と記されているが、「不正経理による返納」の文言が一切ない」及び「札幌地方検察庁がいう「不正金額は返納されている」を裏付ける文書であること、また、不正経理により金員を入手し、また、返済したことに係る文書か否かを特定することはできない」旨主張する。

しかしながら、平成12年3月31日付け監委第1566号により一部開示した公文書等によれば、

ア 「事故に伴う事後の返納に係る収入事務処理について」と題する決定書（平成7年10月23日決定）において、次のとおり記載されていること。

・ 8名11件の架空の出張を依頼し、旅費 841,400円を捻出した。よって、その旅行命令を取り消し、当該旅費を返還する。

・ 返納事務の処理として、直ちに旅行命令を取り消し、旅費を納入通知書により返還する。

イ 調定書（平成7年10月23日調定）において、納入期限（同年11月6日）を明記し、アに係る返納旅費として、金額 841,400円（内訳件数11件）を返納するよう、決定していること。

ウ 上記に係る領収済通知書（個人別）があること。

とされており、これらのことから、本件については「不正経理による返納」であることや「不正金額は返納されている」ことなどについて、十分推認できるものと認められるところである。

以上のとおり、異議申立人の主張には理由がないものである。